基幹統計調査の承認の状況

(令和元年 10 月 1 日~10 月 31 日分)

令 和 元 年 11月 27日 政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主 な 承 認 事 項	承認年月日
海面漁業生産統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 令和2年調査の実施から、令和 元年7月より商業捕鯨が再開されたことに伴い、調査実施によら ず、行政記録情報である漁業成績 報告書等を利用して集計を行う 漁業種類に「大型捕鯨業」及び「母 船式捕鯨業」を追加	R 1.10.9
人口動態調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 一部の都道府県からの調査を 一部の都道府県からなった。 報告漏れが出来の年次推移正・な を含めて、過去の年次修により正 を含めででするととでででいる。 では、過去の年次修正 の年次修によりでは、 では、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のので、 のので	R 1 . 10. 11

(注)本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規 定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかっ たものを整理している。